

(別紙様式2)

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 滋賀県
農業委員会名： 近江八幡市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和3年4月1日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	4,140.0	169.0				4,310.0
経営耕地面積	3,974.0	92.0	90.0	2.0		4,067.0
遊休農地面積	5.7	1.0				6.7
農地台帳面積	4,116.4	247.8	241.9	5.9		4,364.2

- ※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
- ※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	1,162
自給的農家数	258
販売農家数	904
主業農家数	
準主業農家数	
副業的農家数	

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	
女性	
40代以下	

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	232
基本構想水準到達者	
認定新規就農者	3
農業参入法人	
集落営農経営	13
特定農業団体	10
集落営農組織	3

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

	選挙委員		選任委員					合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	計	
農業委員数								
認定農業者	—							
女性	—							
40代以下	—							

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 5年 3月 20日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	22	22
認定農業者	—	17
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	1
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	—	—	—

*現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	4,310.0 ha	3,086.3 ha	71.6 %
課 題	認定農業者等の担い手が地域農業の相当部分を担う農業構造を確立するために、農地中間管理機構の活用と「人・農地プラン」の実質化を推進して、農地利用集積・集約化を積極的に支援する必要がある。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
3,103.2 ha	3,104.2 ha	- ha	100.0 %

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌「農委だより」や市HPを活用し、農地集積事業について農業者へ周知 ・認定農業者等の担い手への農地集積が進むよう農地中間管理機構との連携を図る。
活動実績	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌「農委だより」や市HPを活用し、農地集積事業について農業者へ周知・啓発を行いました。 ・認定農業者等の担い手への農地集積が進むよう農地中間管理機構との連携を図りました。

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	おおむね妥当な目標であった。
活動に対する評価	担い手への農地利用集積・集約化を図るために、農地中間管理事業、農業経営基盤強化促進事業を推進した。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	令和2年度新規参入者数	令和元年度(平成31年度) 新規参入者数	平成30年度新規参入者数
	4 経営体	1 経営体	6 経営体
	令和2年度新規参入者が取得した 農地面積	令和元年度(平成31年度)新規参 入者が取得した農地面積	平成30年度新規参入者 が取得した農地面積
	4.6 ha	0.5 ha	2.5 ha
課 題	新規参入希望者の把握と地域への受入条件の整備。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
2 経営体	3 経営体	150.0 %
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④/③×100)
0.6 ha	0.36 ha	60 %

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	新規参入者を把握と農地農業相談日等の活用を促し、支援体制の充実を図る。
活動実績	新規就農者に就農への営農計画等の聞き取りをおこなった。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	おおむね妥当な目標であった。
活動に対する評価	新規就農を促す活動であった。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積(A) 4,316.7 ha	遊休農地面積(B) 6.7 ha	割合(B/A×100) 0.15 %
課 題	農業者の高齢化と後継者不足により、遊休農地の発生が課題。 遊休農地の発生防止、早期発見に努めることが重要であり、併せて速やかに所有者等への耕作指導や農地利用集積、導入作物の提案などをおこなう必要がある。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び実績

解消目標① 1.2 ha	解消実績② 2.90 ha	達成状況(②/①×100) 241.7 %
-----------------	------------------	--------------------------

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数) 22 人	調査実施時期 6月～7月	調査結果取りまとめ時期 8月～9月
	農地の利用 状況調査	調査方法	遊休農地の解消に向けて、「近江八幡市農業委員会遊休農地指導要領」及び「近江八幡市農業委員会遊休農地の指導に関する取扱規程」に基づき、下記のとおり班編成し、遊休農地等の調査と継続的に指導を実施する。 農地部会・農政部会の農業委員を4班に分け、農地パトロール、遊休農地の把握と早期発見など農地利用状況調査を実施します。 農地パトロール結果を農業委員全体で共有し遊休農地の抑制に努めます。	
	農地の利用 意向調査	調査実施時期:9月～10月		
	その他の活動			
活動実績	農地の利用 状況調査	調査員数(実数) 22 人	調査実施時期 6月～7月	調査結果取りまとめ時期 8月～9月
	農地の利用 意向調査	調査実施時期	9月～10月	調査結果取りまとめ時期 11月
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条
		調査数: 24 筆	調査数: 0 筆	調査数: 0 筆
		調査面積: 3.5 ha	調査面積: 0 ha	調査面積: 0 ha
その他の活動				

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	おおむね、妥当な目標であった。
活動に対する評価	農地パトロールにより、遊休農地の早期発見や指導を行い、優良農地の確保ができたと考えらる。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	4,310.0 ha	5.3 ha
課 題	農地所有者へ文書・口頭指導を行っているが、是正されないケースが多い。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和3年度実績

実 績①	増減(B-①)
4.6 ha	-0.7 ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	おおむね、妥当な目標であった。
活動実績	農地パトロールを実施し、農地所有者へ是正指導を行い、転用申請を提出してもらい一部適正化へ促すことができた。
活動に対する評価	農地所有者への是正指導により、一部適正化ができた。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数:45件、うち許可45件及び不許可 0 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	農業委員・事務局職員が申請書類の確認と審査し、申請者に聞き取りを実施している。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	関係法令・審査基準に基づき、議案ごとに審査・審議をしている。			
	是正措置	-			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	45	件	
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0	件	
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載のうえホームページで公表している。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30 日	処理期間(平均)	18 日
	是正措置	-			

2 農地転用に関する事務 (意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数:73件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請時に渡人の意思確認をし、担当農業委員・事務局職員が申請者(代理人含む)立会のもと現地確認をしました。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	毎月の総会において、事務局から法令に基づいて説明し、現地確認報告のあと、農業委員による審議を求めました。			
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	議事録を作成のうえホームページで公表している。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30 日	処理期間(平均)	18 日
	是正措置	-			

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数		41 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数		41 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数		0 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数		0 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人		0 法人
	提出しなかった理由	—	
	対応方針	—	
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数		0 法人
	対応状況	—	

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 966 件 公表時期 令和4年 3月 情報の提供方法:市ホームページへの公表。 農業委員会だよりに掲載。
	是正措置	—
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 722 件 取りまとめ時期 令和4年 3月 情報の提供方法: 市ホームページで総会議事録公開
	是正措置	—
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 4,280 ha
		データ更新: 農地の利用状況調査結果、農地法の許可、農用地利用集積計画に基づく利用権設定等、その他の補足調査を踏まえ、随時更新。
	公表:	全国農地ナビシステムを利用
是正措置	—	

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉 — 〈対処内容〉 —
農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉 — 〈対処内容〉 —

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

VIII 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数

1 件

<p>提出先及び提出した意見の概要</p>	<p>● 意見事項</p> <p>1 担い手への農地利用集積に向けた具体的な推進について</p> <p>(1) 農地の利用調整は集落単位で行われることが基本であります。「人・農地プラン」の作成率は、昨年の51%から57%と作成集落が増えつつありますが、更なる作成に向けた取組の強化が重要であり、作成されない原因等の究明を図るとともに、未策定集落に対し、農業委員会としても引き続き話し合いの場への参加やアンケート集計等に取り組みますので、積極的な関与に努められたい。</p> <p>(2) 「人・農地プラン」が作成された集落において、担い手への農地利用集積を加速化するためには、効率的に耕作できるよう畦畔除去等の基盤整備等が必要である。この整備のための補助事業である農地耕作条件改善事業の推進に努められたい。</p> <p>(3) 集落営農組織の強化を図るため、地域における定年層農業者や女性・若手リーダー・多様な価値観を持つ都市住民等を取り込んでいく、人材育成と法人化の推進に努められたい。</p> <p>2 遊休農地解消の具体的な推進について</p> <p>(1) 農地や農業用水などを維持保全する活動など「世代をつなぐ農村まるごと保全向上事業」に本市では80%の地域で取り組まれているところである。しかしながら、遊休化する農地も発生していることから、その発生防止・解消に向け、地域が主体性を持って「世代をつなぐ農村まるごと保全向上」に取り組まれるよう推進の強化に努められたい。</p> <p>また、地域により遊休農地が発生する理由が異なることから、土地改良区への働きかけや、農家負担の少ない国の耕作条件を改善する諸事業を活用した農地の簡易な整備・雑木の除去等、遊休農地の解消対策を推進されたい。</p> <p>(2) 担い手利用外農地(個人経営体)の管理については、高齢化や後継者が市外に在住、または、相続ができていない等の非農家化が進み、農地の適正管理ができず、遊休農地が多くなっている。これらのことから、地域又は新たな担い手に集約できる仕組みを構築されたい。</p> <p>(3) 鳥獣被害は、獣害対策協議会を設置して日々対応しているところであるが、被害は今後も増加すると思われるため、引き続き市内全域の実態把握と地域要望に対応されたい。</p> <p>3 新規参入の促進に向けた具体的な推進について</p> <p>近年、新規就農者は土地利用型農業より、高収益作物の生産に取り組む傾向がある。本市においても新たな取組として、9haの農地にブドウ・ナシを栽培する津田干拓果樹団地を推進され、現在8名の若い農業者が入植するなど積極的な新規参入の推進に期待するところである。</p> <p>農業委員会においても、新規就農者の農地確保に向けて、農地の輪転などの支援を引き続き行いが、県立農業大学校や農業技術振興センターとの連携により、引き続き新規就農者の受入れ等推進されたい。</p> <p>4 農業水利施設の保全更新について</p> <p>(1) 本市においては、収入保険に係る農業者の掛金に支援をいただいているところであるが、今後も農産物等の経営安定に資する国の各種事業の情報提供及び活用した支援策を実施されたい。</p> <p>(2) 米価の下落による所得の低下が懸念されることから、水田を有効に活用して、より収益性の高い野菜等の導入を図ることにより、安定した所得を確保することが重要である。そのためにも、野菜の振興として地場農産物の直売所での販売や学校給食・社員食堂等での取扱いの拡大を図るなど販路確保・拡大について支援されるとともに、地場農産物の購入場所を拡大させるために必要な支援をされたい。</p> <p>5 国、県への要望活動について</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う外食産業の米消費量の減少等により、2021年産米の概算価格が大幅に値下がりとなった。コロナ禍というかつて経験したことのない危機的状況の中で、農業者の経営を守るための緊急対策を図られるよう国・県に働きかけをされたい。</p> <p>(2) 原油価格高騰に伴う燃油や生産資材の値上がり、農業の生産コストの増大を引き起こし、価格決定力が弱い農業の経営は危機的な状況にある。ついては、農業者の経営を守るための対策を図られるよう国・県に働きかけをされたい。</p> <p>また、引き続き軽油引取税の課税免除措置の恒久化についても、国に働きかけられたい。</p> <p>(3) 農地等の利用の最適化推進には、付帯する用排水路や農道の補修整備・更新、水源の確保が必要である。老朽化している緊急を要する修繕など継続的な支援を国・県に働きかけをされたい。</p> <p>(4) 国では農業の大規模化を進めているところであるが、農村や農業地域・施設・文化を維持するためには、小規模農家をはじめとした多様な農業経営体を後押ししないと農村地域自体が維持できない事態に陥ることが推測されるところである。</p> <p>そのためにも、小規模農家を含めて地域農業を考える必要があり、大規模農家への支援ではなく、小規模農家への支援についても、国に働きかけられたい。</p>
-----------------------	---

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している